令和5年度第7回八頭町農業委員会 議事録

- 1. 招集年月日 令和5年10月12日(木) 13時30分
- 2. 招集の場所 船岡地区公民館 大集会室
- 3. 出席委員 ○農業委員

会長 12番 安部 寬 会長職務代理者 13番 山根 祐一 14番 川村 忠幸

委員 1番 田中 孝幸 2番 東田 輝正

4番 岸本 慶子5番 衣笠 指図6番 横野 俊彦8番 上田 正人9番 大谷 誠一10番 細田 邦男

11番 山本 知司

○農地利用最適化推進委員

委員 西尾 寿秋 井上 寿光

 荻原
 晴雄
 岸本
 政明

 横山
 茂
 猪本
 正己

佐藤 洋一 藤田 榮一郎

公賀 義高

鎌谷 一也 中山 浩一

保田 公範 中嶋 美枝子

- 4. 欠席委員 明治 良一 大村 祥一朗 山田 裕人
- 5. 議事日程
 - 第1 議事録署名委員の指名 8番 上田 正人 9番 大谷 誠一
 - 第2 報告事項1 農地法第3条の3第1項の規定による届出書について
 - 2 農地法第18条第6項の規定による通知書受理について
 - 3 農地法施行規則第29条の規定による転用届について
 - 4 公共事業の施工に伴う附帯施設設置に係る農地転用報告について
 - 第3 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請審議について
 - 第4 議案第2号 非農地証明について
 - 第5 議案第3号 農用地利用集積計画案の決定について
 - 第6 議案第4号 農用地利用集積等促進計画について
 - 第7 その他

農業委員会事務局職員 事務局長 藤田 博之 係 長 尾﨑 千穂 主 事 奥谷 真好

6. 会議の概要

局長

開会(13時30分)

本日の欠席者は、明治委員、大村委員、山田推進委員の3名です。 井上推進委員がお見えではありませんが定刻になりましたので会 議を始めたいと思います。現在の出席者は

農業委員 出席者数 12名

農地利用最適化推進委員 出席者数 12名

定足数に達していますので、令和5年度第7回八頭町農業委員会 を始めます。

開会にあたり、議長(会長)あいさつをお願いします。

議長 (会長)

(あいさつ)

日程第1、議事録署名委員ですが、予め議席順と決まっていますので、8番 上田正人委員、9番 大谷誠一委員にお願いします。

次に日程第2、報告事項ですが私からはありませんが、委員さん 方で報告がありましたらお受けしたいと思います。

委員一同

(報告なし)

議長 (会長)

無いようでしたら事務局は報告をお願いします。

事務局

報告を4件させていただきます。資料をご覧ください。

報告1 農地法第3条の3第1項の規定による届出書について。 相続についての届出です。

今月は6件です。記載事項がもれなく記載されており、内容も問題ありませんでしたので受理しました。

報告2 農地法第18条第6項の規定による通知を受理しましたので報告します。6ページをご覧ください。農地の貸借の合意解約です。今月は7件です。双方合意による解約のため問題なしということで受理しました。

報告3 農地法施行規則該当転用届を受理しましたので報告します。10ページをご覧ください。今月は2件です。200㎡未満の農業用倉庫です。問題ありませんでしたので受理しました。

報告4 公共事業の施工に伴う附帯施設設置に係る農地転用報告について。3 件の該当事業がありました。11 ページをご覧ください。八頭町建設課の町道和見谷線改良工事に係る仮設ヤードの設置、八頭県土整備事務所の三浦地区林地荒廃防止工事に係る工仮設道路設置、橋本地区外単県治山維持修繕工事の3件です。事業内容が確認できましたので、問題なしと判断し受理しました。

議長 (会長)

この件につきまして、質問意見はありませんか。

委員一同

(質疑なし)

議長 (会長)

続きまして、日程第3 議案第1号 農地法第3条の規定による 許可申請につきまして審議を行います。

受付番号 14-1 について事務局は説明をお願いします。

事務局

農地法第3条の規定による許可申請審議について。

受付番号14-1について説明をします。

【議案第1号 受付番号14-1朗読後、説明】

土地の所在地 東地内

登記地目:田 現況地目: 畑

面積 586 m²

理由につきましては、譲渡人が耕作できないのでどなたかに譲り渡したい意向があり、申請地近くに住んでおられる譲受人へ相談をされたところ、売買の話がまとまったものです。

農地法第3条第2項第1号の全部効率利用要件ですが、現在譲受人は所有する農地で主に野菜を栽培されています。今回譲り受けられる農地では、果樹や野菜を栽培される予定です。

通作については、自宅から 20m程度であり問題ないと思われます。

農地法第3条第2項第4号の農作業従事要件ですが、譲受人本人は30年以上農業の従事期間もありますし、譲受人の奥さんも3年以上農業の従事期間もあり問題はないと思われます。

最後に、農地法第3条第2項第6号の地域との調和要件ですが、申請地では果樹と野菜を栽培されるということで、周辺地域における農地の農業上の総合的な利用の確保に支障を生じないと認められます。以上です。

議長 (会長)

この件につきましては、14番 川村忠幸職務代理に事前調査をお願いしていますので報告をお願いします。

川村会長職務 代理者 はい、この件につきましては、譲渡人、譲受人それぞれにお話を 伺いました。譲渡人が畑としていろいろ野菜を作っておられました が、近年、歳を召されまして非常に苦しいと。畑の隣に住んでおら れますのが譲受人でその方がそれであれば自分たちが果樹を植えて、 また、野菜を作りたいという意向でありましたので問題なく譲渡で きるものと考えております。以上、報告を終わります。

議長 (会長)

この件につきまして、質問意見はありませんか。

委員一同

(質疑なし)

議長 (会長)

意見が無いようですので採決いたします。 賛成の方は挙手をお願いします。

委員一同

(全員举手)

議長 (会長)

賛成多数と認めます。申請どおり決定といたします。 続きまして、受付番号 15-2 について事務局は説明をお願いします。

事務局

受付番号 15-2 について説明をします。

【議案第1号 受付番号15-2朗読後、説明】

土地の所在地 明辺地内

登記地目:田 現況地目: 田

面積 1,595 ㎡

理由につきましては、申請地は譲受人が以前から借受けて耕作 しておられ、この度譲渡人から買い受けるということで話がまと まったものです。

農地法第3条第2項第1号の全部効率利用要件ですが、現在譲受人は所有する農地で水稲や野菜を栽培されています。今回譲り受けられる農地では、水稲を栽培される予定です。

通作については、明辺地内に実家があり、申請地から 1,500m 程度であり問題ないと思われます。

農地法第3条第2項第4号の農作業従事要件ですが、譲受人本人は30年以上農業の従事期間もありますし、父母共に60年以上の従事期間もあり、問題はないと思われます。

最後に、農地法第3条第2項第6号の地域との調和要件ですが、申請地では水稲を栽培されるということで、周辺地域における農地の農業上の総合的な利用の確保に支障を生じないと認められます。以上です。

議長(会長)

この件につきましては、私が事前調査を行いましたので報告をいたします。

姫路地区の方はですね、冬場につきましては、ほぼ皆さんが鳥取の方に出られて春になったら地元に帰って農業されるということであります。この譲受人、お父さんは●●さんという方なんですけども、この方も帰ってこられてですね、農業をされます。譲渡人はで

議長 (会長)

すね、この方は鳥取の方におられて農業をやっておられないということで、先ほどありましたように譲受人がこの譲渡人のほ場で水稲を作っておられるということであります。譲受人と会って話をさせていただきました。この度の台風7号によって斜面が崩落したということで、その崩落したところを自己負担して復旧するということは譲渡人としてはしたくないということで譲受人にお願いしたということです。譲受人としましても、譲渡人のほ場の下、崩落したところに林道があるということで、その林道に土砂が入ってですね、それから奥の山の木が出せないということで、それなら私の方がそれを購入してそこを管理し、林道の方も通してもらうということで、地域を保全管理していくというようなことで購入されることとなったものであります。譲渡人の方につきましては、電話で譲受人と話をした内容を説明させていただきましたところ、そのとおりですということで両者の合意が取れたということであります。これが事前調査の報告であります。

この件につきまして、質問意見はありませんか。

委員一同

(質疑なし)

議長 (会長)

意見が無いようですので採決いたします。 賛成の方は挙手をお願いします。

委員一同

(全員举手)

議長 (会長)

賛成多数と認めます。申請どおり決定といたします。

続きまして、受付番号 16-3 について事務局は説明をお願いします。

事務局

受付番号 16-3 について説明をします。

【議案第1号 受付番号16-3 朗読後、説明】

土地の所在地 船岡殿地内

登記地目:田 現況地目:田

面積 1,112 m²

理由につきましては、申請地は今まで地域の担い手法人が借受け、構成員である譲受人が耕作をしておられました。譲渡人は高齢であるため、この度実質耕作をしている譲受人へ相談をされ、売買の話がまとまったものです。

農地法第3条第2項第1号の全部効率利用要件ですが、現在譲 受人は所有する農地で水稲や野菜を栽培されています。今回譲り

事務局

受けられる農地では、引き続き水稲を栽培される予定です。

通作については、自宅から 100m程度であり問題ないと思われます。

農地法第3条第2項第4号の農作業従事要件ですが、譲受人本人は50年以上農業の従事期間もありますし、奥さんも50年以上 農業の従事期間もありますので、問題はないと思われます。

最後に、農地法第3条第2項第6号の地域との調和要件ですが、申請地では引き続き水稲を栽培されるということで、周辺地域における農地の農業上の総合的な利用の確保に支障を生じないと認められます。以上です。

議長 (会長)

この件につきましては、11番 山本知司委員に事前調査をお願い していますので報告をお願いします。

山本委員

では 16-3 について報告させていただきます。10 月 9 日譲渡人に 電話で確認いたしました。譲渡人は今入院中で娘さんの方が処理を 早いことやってくれと言っているとのことをお聞きしまして、これ は急がなくてはいけないような状態になっていると思ったところで ございます。先ほど事務局からありましたように、譲受人には出向 きまして確認しましたら、やはり早い処理をお願いしたいとのこと でした。委員の皆さんが賛成されましたら早めに許可書をいただき たいということを確認しております。以上でございます。

議長 (会長)

この件につきまして、質問意見はありませんか。

委員一同

(質疑なし)

議長 (会長)

意見が無いようですので採決いたします。 賛成の方は挙手をお願いします。

委員一同

(全員挙手)

議長 (会長)

賛成多数と認めます。申請どおり決定といたします。

続きまして、受付番号 17-4 について事務局は説明をお願いします。

事務局

受付番号17-4について説明をします。

【議案第1号 受付番号17-4朗読後、説明】

7

土地の所在地 市谷地内

登記地目:畑 現況地目:畑

事務局

面積 125 ㎡

土地の所在地 市谷地内

登記地目:畑 現況地目:畑

面積 34 m²

理由につきましては、譲渡人は昨年申請地を相続されましたが、県外に在住されておられるため、今まで申請地を管理しておられた譲受人へ譲り渡したい旨相談をされたところ、売買の話がまとまったものです。

農地法第3条第2項第1号の全部効率利用要件ですが、現在譲受人は所有する農地で水稲を栽培されています。今回譲り受けられる農地では、柿などの果樹を栽培される予定です。

通作については、申請地は自宅の隣であり問題ないと思われます。

農地法第3条第2項第4号の農作業従事要件ですが、譲受人本人は40年以上農業の従事期間がありますので、問題はないと思われます。

最後に、農地法第3条第2項第6号の地域との調和要件ですが、申請地では果樹を栽培されるということで、周辺地域における農地の農業上の総合的な利用の確保に支障を生じないと認められます。以上です。

議長 (会長)

この件につきましては、10番 細田邦男委員に事前調査をお願いしていますので報告をお願いします。

細田委員

はい。大御門地区を担当しております細田邦男です。この件につきましては、譲渡人、それから譲受人双方に電話で確認をいたしました。譲渡人は大阪の方にお住まいの方でとてもこちらを作るということはできないわけで、従来から面倒を見ている譲受人の方にお願いしたいということでございました。それで現地といいますと村の中のちょっと山すそのところですけれども、あまり大きな面積ではございませんし、従来どおり譲受人の方に管理、取得していただければ問題ないかと思っております。以上です

議長 (会長)

この件につきまして、質問意見はありませんか。

委員一同

(質疑なし)

議長 (会長)

意見が無いようですので採決いたします。 賛成の方は挙手をお願いします。

委員一同

(全員挙手)

議長 (会長)

賛成多数と認めます。申請どおり決定といたします。

続きまして、受付番号 18-5 について事務局は説明をお願いします。

事務局

受付番号 18-5 について説明をします。

【議案第1号 受付番号18-5朗読後、説明】

土地の所在地 用呂地内

登記地目:畑 現況地目: 畑

面積 267 m²

理由につきましては、申請地は長年譲渡人から依頼されて譲受 人が管理をしておられました。この度、譲渡人から譲り渡したい 旨相談をされ、贈与の話がまとまったものです。

農地法第3条第2項第1号の全部効率利用要件ですが、現在譲受人は所有する農地はありませんが、今回譲り受けられる農地で 長年果樹や野菜、花を栽培されていました。譲り受けられた後も 引き続き果樹や野菜、花を栽培される予定です。

通作については、申請地は自宅から 100m程度であり問題ない と思われます。

農地法第3条第2項第4号の農作業従事要件ですが、譲受人本人は3年以上農業の従事期間がありますし、譲受人のお母さんも12年以上農業の従事期間がありますので、問題はないと思われます。

最後に、農地法第3条第2項第6号の地域との調和要件ですが、申請地では引き続き果樹や野菜、花を栽培されるということで、周辺地域における農地の農業上の総合的な利用の確保に支障を生じないと認められます。以上です。

議長(会長)

この件につきましては、6 番 横野俊彦委員に事前調査をお願いしていますので報告をお願いします。

横野委員

はい。6番の横野です。18-5について報告をさせていただきます。10月2日に譲渡人と譲受人に電話で確認を聞き取りで行いました。またその日に現地に赴きまして現地の状況につきましても確認をさせていただいております。この度の経過につきましては、譲渡人が非常に高齢になられているということと、若桜町ということで住まいからも離れているということで譲受人に相談をされたところ譲受人が買い受けて引き続いて耕作をするということで話がまとまったので今回の申請に至ったということでございます。この申請

横野委員

地は先ほども事務局の方から説明あったとおりですね、譲受人が果樹を1本植えられて、あと野菜を作られているということです。譲受人の住居がすぐ近隣にあるということでして所有権移転後も譲受人が引き続いて、耕作されるということです。譲受人自体が先ほどもありましたとおり10年以上この土地を耕作されているということですので問題はないというふうに思います。以上です。

議長 (会長)

この件につきまして、質問意見はありませんか。

委員一同

(質疑なし)

議長 (会長)

意見が無いようですので採決いたします。 賛成の方は挙手をお願いします。

委員一同

(全員挙手)

議長 (会長)

賛成多数と認めます。申請どおり決定といたします。

以上で、議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請についての審議を終了します。

続きまして、日程第4 議案第2号 非農地証明について審議を 行います。受付番号1-1について、事務局は説明をお願いします。

事務局

議案第2号 非農地証明について。議案書の2ページをご覧ください。受付番号1-1について説明します。

【議案第2号 受付番号1-1 朗読後、説明】

土地の所在地: 花原地内

登記地目:畑 現況地目:畑

面積:1,458 ㎡

場所につきましては、花原集落の南西に位置する農地になります。

理由につきましては、申請地は15年以上前から耕作をしておらず、現在は原野となっています。

この農地は、農振農用地区域内の第2種農地です。

以上です。 【スライド現地説明】

議長 (会長)

この件につきましては、3 番 明治良一委員に事前調査をお願い しておりましたが本日はご欠席です。報告書を預かっておりますの で事務局は報告をお願いします。

事務局

はい。明治委員から報告書をいただいておりますので読み上げます。9月26日に明治委員・岸本委員・荻原推進委員、事務局の4名で現地確認を行い、申請人には電話で聞き取りを行いました。申請地は約20年前までは梨を栽培されていたそうですが、現在は耕作をされておらず、申請人の現況に合わせた地目変更を行い所有する土地を管理したいとの思いからこの度、申請をされました。当該地は現在、雑木や雑草が繁茂している状況にあり、農地パトロールにおいても再生困難な農地である赤判定としている農地です。非農地の判断後は当該地の地目を原野とするのが適切かと思われます。皆さんのご審議をお願いしたいいたします。以上です。

議長 (会長)

この件につきまして、質問意見はありませんか。はい。川村委員どうぞ。

川村会長職務 代理者 申請地が非農地となるんですけれども、その場合周囲はどうなるんですかね。この隣、横とか奥とか。逆にこの周りは農地であって、ここだけが非農地になるとかその辺はどうなのか思いまして。

議長 (会長)

はい。川村委員から質問ありました。事務局は回答をお願いします。

事務局

はい。お答えさせていただきます。ご質問の周りの農地はということになりますが、周辺の申請地とほとんど同じような状況で作付けがなされていないことを報告させていただきます。

議長 (会長)

14番、川村委員よろしいでしょうか。

川村会長職務 代理者 周りが同じであれば、周りも一緒にしたらどうなんですかということと、周りが農地であれば、ぽつんと一軒家で非農地になるっていうのはちょっとおかしいんじゃないかなと思いますけど。まだその辺の調査が必要じゃないかなと思いますけれども。

議長 (会長)

これにつきましてはですね、農地パトロールで一緒に見て判断できると思います。事務局どうぞ。

事務局

先ほど説明させていただきましたが申請地の周辺は同じような状況であります。昨年の農地パトロールの判定は赤判定、再生が困難な農地、農地に戻らない農地というのがこの周りの判定であります。 今現在、本年度の農地パトロールを皆さんにお願いしていますが、この後どういう扱いになるかということを説明しますと赤判定の農

事務局

地につきましては土地所有者に対し農地台帳から落としてもよいか 判断いただく文書を出させていただきます。農業委員会は再生困難 な農地を農地台帳から落とす作業を行うこととしており、この地域 の赤判定の農地については非農地証明の申請いただかなくても農地 台帳から落とす手続きを今後進めていくことになります。今回の申 請者の方に対しては、今後意向調査を行い非農地申請しなくても非 農地となることを説明させていただきましたが、自分で地目変更を するので早く処理して欲しいとのことで現地確認を行い議案として 上げさせていただいたところです。今後につきましては農地パトロ ールの結果をもとに土地所有者の意向を確認しながら作業を進める 予定です。以上です

議長 (会長)

川村委員よろしいでしょうか。他に質問意見等がありますでしょうか。意見が無いようですので採決いたします。 賛成の方は挙手をお願いします。

委員一同

(全員挙手)

議長 (会長)

賛成多数と認めます。申請どおり決定といたします。 以上で議案第2号 非農地証明についての審議を終了します。

続きまして、日程第5 議案第3号 農用地利用集積計画案の決定について、事務局は説明をお願いします。

事務局

議案書の6ページをご覧ください。

議案第3号 農用地利用集積計画案の決定について説明します。 町長から令和5年9月29日付けで、農用地利用集積計画の決定 を求められています。

今月は通常の利用権が、更新のみで2件です。面積は、田が3,358 ㎡(3筆)、畑が2,990㎡(4筆)、合計6,348㎡(7筆)です。 すべて町の基本構想の各要件を満たしています。以上です。

議長 (会長)

それでは、受付番号 32-1 並びに 33-2 について審議を行います。 この件に関して質問意見はありませんか。

委員一同

(質疑なし)

議長 (会長)

意見が無いようですので採決いたします。 賛成の方は挙手をお願いします。 1

委員一同

(全員挙手)

議長 (会長)

賛成多数と認めます。受付番号 32-1 並びに 33-2 について申請ど おり決定します。

以上で議案第3号 農用地利用集積計画の決定についての審議を 終了します。

続きまして、日程第6 議案第4号 農用地利用集積等促進計画 について事務局は説明をお願いします。

事務局

議案書の7ページをご覧ください。

議案第4号 農用地利用集積等促進計画案について説明します。 町長より令和5年9月29日付けで農用地利用集積等促進計画案に ついて意見を求められているものです。整理番号49-1から99-51 について説明します。

この度は、貸借と所有権移転があります。整理番号 49-1 から 97-49 の貸借につきましては、鳥取県農業農村担い手育成機構へ集積された農用地 131,901 ㎡ (79 筆)と既に機構へ貸し出されている農用地 4,089 ㎡ (5 筆)を借受け希望のありました地域の担い手等へそれぞれ貸付けをするものです。また、整理番号 98-50 並びに 99-51 の所有権移転につきましては、鳥取県農村担い手育成機構が取得する農用地 1,746 ㎡ (1 筆)を地域の担い手へ所有権移転するものです。

地域の担い手法人 4 社へ 91,680 m (53 筆)、その他 18 名の個人耕作者へ 46,056 m (32 筆)を貸付けまたは所有権移転するものです。以上です。

議長 (会長)

それでは審議を行います。整理番号49-1から99-51につきまして、審議を行います。これにつきまして、質問意見はありませんか。はい。公賀推進委員どうぞ。

公賀推進委員

農用地等売買事業の内容について 事務局説明、内容省略

議長 (会長)

他に質問意見等がありますでしょうか。意見が無いようですので 採決いたします。 賛成の方は挙手をお願いします。

委員一同

(全員挙手)

議長 (会長)

賛成多数と認めます。整理番号 49-1 から 99-51 につきまして、申請どおり決定します。

以上で議案第4号 農用地利用集積等促進計画案について審議を 終了します。

続きまして、日程第7その他について事務局よりお願いします。

事務局

- ●農業委員会ブロック別特別研修大会の開催について
- ●第6回定例委員会での質問事項について
- 事務局

●次回の農業委員会開催日時について 次回の農業委員会は11月14日(火)13時30分から、船岡地区 公民館大集会室で開催します。以上です。

議長 (会長)

その他、委員の皆様から何かありますでしょうか。

委員一同

(なし)

議長 (会長)

無いようですので、以上で第7回農業委員会を終了します。

終了(14時30分)
